## 利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | | 266,297,229 |
| 当期総利益 | | 266,297,229 | |
| Ⅱ　利益処分額 | | | |
| 積立金 | | 46,032,793 | |
| 国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額 | | | |
| 教育研究環境整備積立金 | 220,264,436 | 220,264,436 | 266,297,229 |

## キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：千円）

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 原材料、商品又はサービスの購入による支出 | | △　720,649 |
| 人件費支出 | | △　2,859,511 |
| その他の業務支出 | | △　143,602 |
| 運営費交付金収入 | | 3,137,198 |
| 授業料収入 | | 509,302 |
| 入学金収入 | | 88,252 |
| 検定料収入 | | 25,820 |
| 受託研究収入 | | 2,670 |
| 共同研究収入 | | 314 |
| 受託事業等収入 | | 70,595 |
| 補助金等収入 | | 73,111 |
| 補助金等の精算による返還金の支出 | | △　282 |
| 寄附金収入 | | 43,629 |
| 財産貸付料収入 | | 44,616 |
| その他雑収入 | | 24,243 |
| 預り金の減少 | | △　12,305 |
| 小計 | | 283,404 |
| 国庫納付金の支払額 | | — |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | | 283,404 |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | | △　198,848 |
| 定期預金の払出による収入 | | 150,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △　456,013 |
| 有形固定資産の売却による収入 | | 44,573 |
| 減価償却引当特定資産の繰入による支出 | | △　50,000 |
| 施設費による収入 | | 391,784 |
| 大学改革支援・学位授与機構への納付による支出 | | △　4,555 |
| 小計 | | △　123,058 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 362 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △　122,696 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | | △　43,360 |
| 小計 | | △　43,360 |
| 利息の支払額 | | △　3,216 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △　46,577 |
| Ⅳ　資金に係る換算差額 | | — |
| Ⅴ　資金増加額 | | 114,130 |
| Ⅵ　資金期首残高 | | 1,211,642 |
| Ⅶ　資金期末残高 | | 1,325,773 |

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費　教育研究組織改革分）については、業務達成基準を、特殊要因運営費交付金については費用進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

なお、受託研究収入、共同研究収入及び受託事業等収入により、償却資産を購入した場合で、当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合は、当該研究期間等を耐用年数として減価償却しています。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～50年 |
| 構築物 | ３～50年 |
| 機械装置 | ８～14年 |
| 工具器具備品 | ２～20年 |
| 車両運搬具 | ５～６年 |

特定の償却資産（国立大学法人基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。